

衛生管理者免許試験 公表問題

労働衛生（有害業務）

- ① 空気中の有害物質
- ② 粉じんによる健康障害
- ③ 金属による健康障害
- ④ 有機溶剤による健康障害
- ⑤ 化学物質等による健康障害
- ⑥ 騒音による健康障害
- ⑦ 電離放射線による健康障害
- ⑧ 有害要因による健康障害
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメント
- ⑩ 労働衛生対策
- ⑪ 作業環境測定
- ⑫ 局所排気装置
- ⑬ 労働衛生保護具
- ⑭ 特殊健康診断

【令和5年10月】

【問12】 労働衛生対策を進めていくに当たっては、作業環境管理、作業管理及び健康管理が必要であるが、次のAからEの対策例について、作業管理に該当するものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 座位での情報機器作業における作業姿勢は、椅子に深く腰をかけて背もたれに背を十分あて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とする。
- B 有機溶剤業務を行う作業場所に設置した局所排気装置のフード付近の気流の風速を測定する。
- C 放射線業務を行う作業場所において、外部放射線による実効線量を算定し、管理区域を設定する。
- D ずい道建設工事の掘削作業において、土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を稼働する。
- E 介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する労働者に対し、腰痛予防体操を実施する。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) C, D
- (5) D, E

▶▶解説◀◀

作業環境管理：設備の設置、作業環境測定、作業環境に起因する有害因子の低減対策等：B、D。

作業管理：作業方法、作業強度の軽減、作業姿勢の改善、作業の標準化、保護具等：A、C。

健康管理：健康診断、健康相談、腰痛予防体操等の職場体操：E。

解答 (2)

【令和5年10月】

【問19】 有害物質を発散する屋内作業場の作業環境改善に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 有害物質を取り扱う装置を構造上又は作業上の理由で完全に密閉できない場合は、装置内の圧力を外気圧より高くする。
- (2) 局所排気装置を設置する場合は、給気量が不足すると排気効果が低下するので、排気量に見合った給気経路を確保する。
- (3) 有害物質を発散する作業工程では、局所排気装置の設置を密閉化や自動化より優先して検討する。
- (4) 局所排気装置を設ける場合、ダクトが細すぎると搬送速度が不足し、太すぎると圧力損失が増大することを考慮して、ダクト径を決める。
- (5) 局所排気装置に設ける空気清浄装置は、一般に、ダクトに接続された排風機を通過した後の空気が通る位置に設置する。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「装置内の圧力を外気圧より高くする」⇒「装置内の圧力を外気圧よりわずかに低くする」。
- (2) 正しい
- (3) 誤り：「局所排気装置の設置を密閉化や自動化より優先して検討する」⇒「密閉化や自動化を局所排気装置の設置より優先して検討する」。
- (4) 誤り：「ダクトが細すぎると搬送速度が不足し、太すぎると圧力損失が増大する」⇒「ダクトが太すぎると搬送速度が不足し、細すぎると圧力損失が増大する」。
- (5) 誤り：一般に、ダクト⇒空気清浄装置⇒排風機（ファン）⇒排気ダクトの順に配置する。

解答 (2)

【令和4年4月】

【問17】 労働衛生対策を進めていくに当たっては、作業環境管理、作業管理及び健康管理が必要であるが、次のAからEの対策例について、作業環境管理に該当するものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 粉じん作業を行う場所に設置した局所排気装置のフード付近の気流の風速を測定する。
- B アーク溶接作業を行う労働者に防じんマスクなどの保護具を使用させることによって、有害物質に対するばく露量を低減する。
- C 鉛健康診断の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた者を配置転換する。
- D 放射線業務において、管理区域を設定し、必要のある者以外の者を立入禁止とする。
- E 有機溶剤を使用する塗装方法を、有害性の低い水性塗料の塗装に変更する。

- (1) A, D
- (2) A, E
- (3) B, C
- (4) B, D
- (5) C, E

▶▶解説◀◀

- A. 設備の性能などの工学的な対策は「**作業環境管理**」に該当する。
 - B. 労働衛生保護具の使用に関することは「**作業管理**」に該当する。
 - C. 健康診断の結果を受けての配置転換は「**健康管理**」に該当する。
 - D. 作業場への立ち入りは作業方法に関することなので「**作業管理**」に該当する。
 - E. 塗料の変更による有害物質発散の防止は「**作業環境管理**」に該当する。
- 従って、AとEが「作業環境管理」となる。

解答 (2)

【令和3年10月】

【問11】 労働衛生対策を進めるに当たっては、作業管理、作業環境管理及び健康管理が必要であるが、次のAからEの対策例について、作業管理に該当するものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 振動工具の取扱い業務において、その振動工具の周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値に応じた振動ばく露時間の制限を行う。
- B 有機溶剤業務を行う作業場所に設置した局所排気装置のフード付近の吸い込み気流の風速を測定する。
- C 強烈な騒音を発する場所における作業において、その作業の性質や騒音の性状に応じた耳栓や耳覆いを使用させる。
- D 有害な化学物質を取り扱う設備を密閉化する。
- E 鉛健康診断の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた者を配置転換する。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) C, D
- (5) D, E

▶▶解説◀◀

- A. 作業時間の制限により作業負荷が軽減されることは「作業管理」に該当する。
- B. 設備の性能など工学的な対策は「作業環境管理」に該当する。
- C. 耳栓や耳覆いなどの労働衛生保護具は「作業管理」に該当する。
- D. 設備の密閉化など工学的な対策は「作業環境管理」に該当する。
- E. 健康診断の結果を受けての配置転換は「健康管理」に該当する。

従って、AとCが「作業管理」となる。

解答 (2)

【令和元年 10 月】

【問 1 1】 労働衛生対策を進めるに当たっては、作業管理、作業環境管理及び健康管理が必要であるが、次のAからEの対策例について、作業管理に該当するものの組合せは（1）～（5）のうちどれか。

- A VDT作業^{*}における作業姿勢は、椅子に深く腰をかけて背もたれに背を十分あて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とする。
- B 有機溶剤業務を行う作業場所に設置した局所排気装置のフード付近の気流の風速を測定する。
- C 放射線業務において管理区域を設定し、当該場所に立ち入る必要のある者以外の者を立ち入らせない。
- D ずい道建設工事の掘削作業において、土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設ける。
- E じん肺健康診断の結果、粉じん業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認められた者を配置転換する。

- （1） A, B
（2） A, C
（3） B, D
（4） C, E
（5） D, E

▶▶解説◀◀

- A 該当する：作業姿勢は作業方法に関することなので「作業管理」である。
- B 該当しない：局所排気装置等の換気装置に関することなので「作業環境管理」である。
- C 該当する：作業場への立ち入りは作業方法に関することなので「作業管理」である。
- D 該当しない：作業場を湿潤な状態に保つ設備に関することなので「作業環境管理」である。
- E 該当しない：健康診断の事後措置に関することなので「健康管理」である。

解答 （2）

※「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（令和元年7月12日付基発0712第3号）」によって、現在は、「VDT作業」から「情報機器作業」と改められました。

【平成 30 年 4 月】

【問 1 1】 労働衛生対策を進めていくに当たっては、作業管理、作業環境管理及び健康管理が必要であるが、次の A から E の対策例について、作業管理に該当するものの組合せは（1）～（5）のうちどれか。

- A 振動工具の取扱い業務において、その振動工具の周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値に応じた振動ばく露時間の制限を行う。
- B 有機溶剤業務を行う作業場所に設置した局所排気装置のフード付近の吸い込み気流の風速を測定する。
- C 強烈な騒音を発する場所における作業において、その作業の性質や騒音の性状に応じた耳栓や耳覆いを使用する。
- D 有害な化学物質を取り扱う設備を密閉化する。
- E 鉛健康診断の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた者を配置転換する。

- （1） A, B
- （2） A, C
- （3） B, C
- （4） C, D
- （5） D, E

▶▶解説◀◀

- A 該当する：作業時間の制限によって「作業負荷が軽減される」ので、**作業管理**である。
- B 該当しない：設備の性能など「工学的な対策」なので、作業環境管理である。
- C 該当する：耳栓や耳覆いなどの「労働衛生保護具」の使用に関することなので、**作業管理**である。
- D 該当しない：設備の密閉化など「工学的な対策」なので、作業環境管理である。
- E 該当しない：健康診断実施後の配置転換は「健康診断実施後の措置」なので、健康管理である。

解答 （2）